

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は全国特別支援学校肢体不自由教育校長会と称する。

第2条 本会は事務所を会長在任校に置く。

第2章 目的と事業

第3条 本会は肢体不自由教育の振興ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は次の事業をおこなう。

- (1) 肢体不自由児の教育に関する研究
- (2) 学校の管理経営に関する調査研究
- (3) 必要と認める事項についての建議又は意見の公表
- (4) 会員相互の親睦
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は特別支援学校（肢体不自由教育）又はこれに準ずる学校の長とする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	8名
理 事	若干名
評議員	若干名
事務局役員	若干名
監 事	2名

- (1) 会長及び副会長を理事会において選出し総会の承認を受けるものとする。

(2) 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるときにその任務を代行する。

(3) 理事は各地区毎に2名宛選出する。但し必要に応じて地区に関係なく会員の推薦により追加することができる。

理事会は会長、副会長を補佐し会務を処理する。

(4) 評議員は各地区毎に2名宛選出し、本会の重要な事項を審議する。

(5) 事務局役員（事務局長・事務局担当理事）は理事会において選出し会務（会計庶務調査研究等）を担当し、会の運営にあたる。

(6) 監事は総会において会員の中より選出し、この会の会計を監査する。

(7) 監事は総会において会員の中より選出し、この会の会計を監査する。

第7条 本会に顧問をおくことができる。

第5章 会議

第8条 本会に次の会議をおき、会長がこれを招集する。

(1) 総会 (2) 理事会 (3) 評議員会 (4) 代表者研究協議会

第9条 総会は毎年1回開催する。但し必要のあるときは臨時に開くことができる。

第10条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、必要と認めるとき随時開催する。

第11条 評議員会は会長、副会長及び評議員をもって構成し、毎年2回招集する。但し、必要のあるときは臨時に開くことができる。

第12条 代表者研究協議会は、会長、副会長、理事及び評議員をもって構成し、毎年3回招集する。

第13条 総会において協議する事項は次のとおりとする。

(1) 事業報告、事業計画の審議及び承認

(2) 予算の審議及び承認、決算の承認

(3) 役員の確認

- (4) 規約の改正
- (5) その他本会に関する重要事項

第 14 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業に関すること
- (2) 予算、決算に関すること
- (3) その他の重要な事項

第 15 条 評議員会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会又は理事会から委託された事項の処理
- (2) その他の必要な事項

第 16 条 代表者研究協議会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会、理事会、評議員会等の提案事項
- (2) 総会、理事会、評議員会から委託された事項の処理
- (3) 役員の承認
- (4) その他の必要な事項

第 17 条 会議の議決は出席者の過半数によるものとする。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 18 条 本会の事業を達成するために専門委員会、特別委員会をおく。

第 6 章 会 計

第 19 条 本会の経費は会費(年額 15000 円)及び補助金等をもってあてる。但し、必要に応じて臨時会費を徴集することができる。

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 付 則

第 21 条 本会則は総会の議決を経なければ変更することはできない。

- (1) 本会則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

- (2) 本会則は昭和 57 年 6 月 29 日一部改正施行する。
- (3) 本会則は昭和 58 年 6 月 28 日一部改正施行する。
- (4) 本会則は昭和 61 年 6 月 25 日一部改正施行する。
- (5) 本会則は平成元年 6 月 21 日一部改正施行する。
- (6) 本会則は平成 19 年 6 月 26 日一部改正施行する。
- (7) 本会則は平成 25 年 6 月 25 日一部改正施行する。
- (8) 本会則は平成 26 年 6 月 24 日一部改正施行する。
- (9) 本会則は平成 28 年 6 月 24 日一部改正施行する。
- (10) 本会則は令和 5 年 6 月 16 日一部改正施行する。

第 22 条 当分の間地区別は次のとおりとする。

「北海道・東北」「関東・甲越」「中部」「近畿」「中国・四国」「九州」

第 23 条 本会の運営に関しては別に細則及び内規を定める。細則及び内規の制定・改正は理事会の議決による。

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会細則

第 1 条 会則第 19 条に定める会費の納入については当分の間次のとおりとする。

- (1) 会費は年額 15,000 円とする。
- (2) 会費は毎年 12 月末までに納入するものとする。

第 2 条 会則第 18 条による専門・特別委員会は次のとおりとする。

専門委員会（教育課程、法制制度、施設設備、人事厚生、進路福祉、支援連携）

特別委員会（基本問題検討）

第 3 条 会則第 4 条の目的達成のため、全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会（以下「全肢頭会」と言う）の円滑な運営及び発展を支援するため、次のとおり定める。

- (1) 全肢長会会長は、全肢頭会の相談役となり、運営等に対する助言・協力をおこなう。
- (2) 全肢長会は、全肢頭会の運営に対して必要な助言と協力をおこなう。また、全肢頭会が主催する研究大会の企画・運営に対して、開催地区の特別支援学校肢体不自由教育校長会は必要な助言と協力をおこなう。

第 4 条 付則

- (1) 本細則は平成19年6月26日一部改正施行する。
- (2) 本細則は平成20年7月1日一部改正施行する。
- (3) 本細則は令和元年5月10日一部改正施行する。

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会内規

第1条 会員の死亡

弔電及び花環又は生花を一基おくる。

第2条 会員、関係機関等の慶弔

その都度役員会にはかり対処する。

第3条 転退職会員等の慶弔

その都度役員会にはかり対処する。

第4条 退職校長会等との連携

会長または会長が指名する者が退職校長会等に出席する場合は旅費（実費）を支給する。

第5条 会計

内規による経費は一般会費をもってあてる。

第6条 付則

- (1) この内規は昭和59年1月25日より施行する。
- (2) この内規は昭和61年1月21日より改正施行する。
- (3) この内規は平成10年1月23日より改正施行する。
- (4) この内規は平成19年6月26日一部改正施行する。
- (5) この内規は平成25年6月25日一部改正施行する。